

令和 6 年度
広域農業基盤整備管理調査

国営土地改良事業における風力発電施設
導入可能性調査検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度広域農業基盤整備管理調査国営土地改良事業における風力発電施設導入可能性調査検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、国営土地改良事業における陸上風力発電施設の導入可能性について、調査検討を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務の対象地域は、秋田県南秋田郡大潟村地内で別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第 1－4 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連携を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員に資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (3) 作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地の立ち入りに当たっては、監督職員の承諾を得た後、作業に着手するものとする。

(管理技術者)

第 1－5 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術管理	電気電子－発送配変電
		電気電子－電気・エネルギーシステム
		電気電子－電気設備
		建設－都市及び地方計画
		建設－電力土木
		農業－農業土木

		農業－農業農村工学
	電気電子	発送配変電、電気・エネルギーシステム、電気設備
	建設	都市及び地方計画、電力土木
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティング マネージャー	電力土木	
	農業土木	
	都市計画及び地方計画	
	機械	
	電気電子	
博士	農学	
	理学	
	工学	

(照査技術者)

第1－6条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術管理	電気電子－発送配変電
		電気電子－電気・エネルギーシステム
		電気電子－電気設備
		建設－都市及び地方計画
		建設－電力土木
		農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	電気電子	発送配変電、電気・エネルギーシステム、電気設備
シビルコンサルティング マネージャー	建設	都市及び地方計画、電力土木
	農業	農業土木、農業農村工学
	電力土木	
	農業土木	
	都市計画及び地方計画	
博士	機械	
	電気電子	
	農学	
	理学	
博士	工学	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-7条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料)

第2-1条

貸与資料は次表のとおりとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	男鹿東部地区 土地改良施設整理台帳附属図面	1 式
2	男鹿東部地区 事業誌	1 式
3	八郎潟地区全体実施設計書	1 式
4	平成31年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区幹線用水路地質調査(その2)業務 報告書	1 式
5	令和元年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区幹線用水路地質調査(その3)業務 報告書	1 式
6	その他必要と認められる資料	1 式

(貸与資料の取扱い)

第2-2条

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

「作業項目表」

作業項目	数量	備考
1. 計画準備	1式	
2. 現地踏査	1式	
3. 立地調査	1式	
4. 概略導入規模の想定及び概算事業費の算出	1式	
5. 総合検討	1式	
6. 照査	1式	
7. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 特に留意する点がある場合には、業務報告書等に記載するものとする。
- (3) 受注者は業務実施中に疑義を生じた場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守し、作業の安全を図らなければならない。
- (5) 沈砂池の調査時期等の詳細については、監督職員と打合せのうえ実施するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化について)

第3-3条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 中間打合せ(立地調査の中間段階)

第3回 中間打合せ(立地調査の取りまとめ段階)

第4回 中間打合せ（概略導入規模の想定と概算事業費の算出の取りまとめ段階）
最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5階
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （3）第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （4）履行期間の変更が生じた場合
- （5）関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- （6）その他

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１ 作業項目内訳表

立地調査（陸上風力発電施設）

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 計画準備	貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、業務計画書を作成する。	○
2. 現地踏査	陸上風力発電施設の建設可能候補地及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、立地調査検討のために必要な現地調査を行う。	○
3. 立地調査		
3-1. 建設候補地の抽出	北部排水機場及び南部排水機場敷地内において、建設可能な候補地を抽出する。	○
3-2. 近傍風況データの収集整理	男鹿東部地域の近傍風況データを収集整理する。	○
3-3. 自然条件の調査	環境影響項目（自然条件）に関する留意事項等を整理する。	○
3-4. 社会条件の調査	風車設置可能な区画、送・配電線、輸送路、環境影響項目（社会条件）に関する留意事項等を検討整理する。	○
4. 概略導入規模の想定及び概算事業費の算出	上記の作業内容から３案程度の概略の導入規模を検討する。 検討した規模を踏まえ、発注者が所有する地質データ等を参考に概略事業費を算出する。	○
5. 総合検討	上記作業について総合的な検討を行い、今後の検討事項の提案、問題点についてコメントを付記する。	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7. 点検取りまとめ	業務成果資料の点検及び取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

別添1 位置図

